

令和8年3月19日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員11名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	山 森 博 司
教 育 長	間 嶋 正 剛
参 与	山 下 光 雄
町参事兼総務課長	村 井 直
富来支所長	町 居 義 人
企画財政課長	花 島 博 之
デジタル情報課参事	橋 田 美 華
税 務 課 長	瀧 川 哲 也
住 民 課 長	横 田 義 浩
子育て支援課長	畑 中 豊 一
健康福祉課長	木 村 英 敏
環境安全課課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	大 家 英 明

農林水産課長	細川直樹
まち整備課長	前田稔
上下水道課長	徳田敦史
富来病院事務長	笠原雅徳
会計管理者(会計課長)	東山和憲
学校教育課長	大島信雄
生涯学習課長	加茂野敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池端久幸
議会事務局参事	山田美由紀
議会事務局主任	辻口晃紘

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 承認第1号、議案第3号ないし第19号、議案第23号ないし第39号及び請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第3 町長追加提出 議案第40号ないし第43号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 承認第1号、議案第3号ないし第19号、議案第23号ないし第39号及

び請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 承認第1号、議案第3号ないし第19号、議案第23号ないし第39号及び請願第1号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された 議案11件、請願1件について、去る12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第11号 志賀町課制条例等の一部を改正する条例については、「環境安全課業務について、災害や原子力発電所対応など迅速かつ専門的な対応が求められていることから、防災安全と生活環境業務を分離するにあたり、課制条例にあわせて関係する条例を整備するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

「課の配置」についての質問では、「危機管理部門は3階、環境安全部門は2階への配置を検討しており、人員の配置は、現在調整中である」との説明を受けております。

次に、議案第12号 志賀町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 志賀町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、「防災行政無線の工事に伴い、施設名称を実態に合わせ、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、「人事院勧告に基づき手当の名称を改めるとともに、民間駐車場を利用して通勤する職員に対し、通勤手当を新たに支給できるよう、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決

しました。

初任給調整手当の実績と基準についての質問では、「富来病院及び志賀クリニックの医師に適用され、基準に基づき35年間の経験年数を勘案して調整・支給されるものである」との説明を受けております。

次に、議案第18号 志賀町給水条例等の一部を改正する条例については、災害時における迅速な復旧体制を確保するため、他市町村の指定工事事業者について、本町の給水・排水工事に従事できるよう、関係条例について、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

給排水設備工事の指定要件についての質問では、「給水装置工事主任及び排水設備工事責任の技術者資格を要する」との説明を受けております。

次に、議案第19号 能登リゾートエリア増穂浦条例を廃止する条例については、「借地相手方との土地賃貸借契約の終了に伴い、当該施設の運営を停止するため」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

地代についての質問では、「能登半島地震の影響、評価替やエリアの見直しにより、以前の金額と比べ減額となった」との説明があり、「運営停止後の既存施設の活用は、当該集落で検討中」との説明を受けております。

次に、議案第27号 志賀町地域生活改善センター（酒見構造改善センター）の指定管理者の指定について、議案第28号 赤住漁港公園の指定管理者の指定について及び議案第29号 能登中核工業団地コミュニティ施設の指定管理者の指定については、指定期間が満了することから、引き続き現在の指定管理者を5年間指定するもの」との説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

指定管理施設の活用実績や使用料についての質問では、施設管理状況、使用料及び指定管理料についての説明を受けております。

次に、議案第30号 志賀町とぎ実験農場の指定管理者の指定の期間の変更については、とぎ実験農場の指定管理者の指定期間を4年短縮するもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

今後の方向性について、についての質問では、「施設の耐用年数や補助金適正化法との兼ね合いを含め、現在、県と協議・相談を行っている」との説明を受けております。

次に、議案第31号 志賀町過疎地域持続的発展計画の変更については、「現行の計画が7年度末で終了するため、引き続き過疎地域の持続的な発展のための施策を推進するため同計画を変更するもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

過疎計画への事業登載についての質問では、「計画に事業を登載することで、有利な地方債である過疎債を充当することが可能となるものであり、予定が見込まれる事業を登載するものである」との説明を受けております。

次に、請願第1号 貴議会として、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書については、紹介議員から趣旨説明を受け、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された 議案8件について、去る13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第10号 志賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例については、「子ども・子育て支援法の改正に伴い、創設された特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの」との説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

事業の目的は、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することにより、財源については、国からの給付費が充てられるほか、保護者にも一部負担が生じる」との説明を受け、併せて「公立保育園についても、本事業の対象に含まれる」との説明を受けております。

次に、議案第15号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、「閉庁時でも各証明書が取得できるコンビニ交付の利用促進を目的として、コンビニ交付による証明書交付手数料を減額するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

コンビニ交付の利用推移についての質問では、「令和2年3月の開始以来、利

用件数は年々増加しており、令和6年度は3,870件に達している」との説明を受けております。

次に、議案第16号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、「国民健康保険法施行令等の改正に伴い、国民健康保険税に新たな課税項目を設けるなど、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う適用保険者についての質問では、「すべての保険者が適用対象となる」旨の説明を受けております。

次に、議案第17号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、「暫定賦課を廃止し、保険料の算定方法を明瞭化するとともに、国民健康保険税及び介護保険料の納付期限と統一するため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、「保険料の改定、納付回数の変更に際しては、被保険者への影響を鑑み、広報などを通じて丁寧な周知・広報に努めていただきたい」旨の要望がありました。

次に、議案第23号 志賀町地域コミュニティセンター（西浦コミュニティセンター）の指定管理者の指定について、議案第24号 志賀町とき地域福祉センターの指定管理者の指定について、議案第25号 志賀町シルバーハウスの指定管理者の指定について及び議案第26号 志賀町地域休養施設（やすらぎ荘）の指定管理者の指定については、「いずれも指定管理者の指定期間が満了することから、引き続き、現在の指定管理者を5年間指定するもの」との説明を受け、採決の結果、いずれの議案も全会一致で可決すべきものと決しました。

指定管理者の運営把握についての質問では、「毎年提出される事業報告書に加え、5年間の評価シートの提出を受けることで、町として利用実態や課題を適切に把握している」との説明を受けております。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された令和7年度の補正予算に係る専決処

分の承認1件及び議案7件、並びに令和8年度各会計の当初予算に係る議案8件の計16件について、去る11日、16日、17日の延べ3日間に渡り、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認について（令和7年度志賀町一般会計補正予算（第9号））については、「衆議院議員 総選挙・最高裁判所裁判官 国民審査の実施にかかる所要額を補正し、専決処分したもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第3号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第10号）については、「繰越明許費、各事業の完了見込みによる予算の調整に係る所要額を補正するもの」と説明を受け、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

観光施設災害復旧費の繰越の理由についての質問では、「人員不足が主な要因である」旨の説明があり、地域防災力向上事業により導入するキッチンカーの活用方法についての質問では、「各種団体によるイベントでの活用や地域防災訓練への貸し出しを通じ、町民の防災意識を高め、日常的な備えを促したい」との説明を受けております。

また、委員から「トイレカーやエアテントについても具体的な活用場面のシミュレーションを行い、実効性の高い運用を検討されたい」との要望が添えられました。

次に、議案第4号 令和7年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第5号 令和7年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）及び議案第6号 令和7年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第3号）の特別会計3議案については、いずれも、「実績に基づき基金の積み立てや給付の清算を行い、所要額を補正するもの」との説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 令和7年度志賀町水道事業会計補正予算（第4号）及び議案第8号 令和7年度志賀町下水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第9号 令和7年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号）については、「水道管の緊急改善や、能登半島地震の災害復旧費の財源更生、富来病院における職員の処遇改善や設備の維持管理に必要な費用を計上するもの」と説明を受け、採

決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

整形外科医師の退職に伴う減収・減益の見通しについて質問があり、「医師の退職による減収はあるものの、診療報酬の改定で診療点数の引き上げがあることで、大幅な減収には至らない見込みである」との説明を受けております。

次に、令和８年度の各会計の当初予算に係る議案についてです。

議案第 32 号 令和 8 年度志賀町一般会計予算については、賛成多数、議案第 33 号 令和 8 年度志賀町国民健康保険特別会計予算について及び議案第 34 号 令和 8 年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算については、いずれも賛成多数、議案第 35 号 令和 8 年度志賀町介護保険特別会計予算について及び議案第 36 号 令和 8 年度志賀町立診療所特別会計予算については、いずれも全会一致、議案第 37 号 令和 8 年度志賀町水道事業会計予算について、議案第 38 号 令和 8 年度志賀町下水道事業会計予算について及び議案第 39 号 令和 8 年度志賀町立富来病院事業会計予算については、いずれも全会一致、よって、当初予算 8 会計の全てについて、可決すべきものと決した次第であります。

委員会審査では、一般会計について、住民サービスの向上と業務効率化に対する質問があり、「マイナンバーカードや運転免許証を活用した窓口業務等の効率化や、地方公共団体におけるシステム標準化によってさらなる効率化が期待できる」との説明を受けております。

委員からは、「システム導入にあたり特定業者による独占を避け、競争原理が働くよう適切な対応を求める」という意見が出されました。

地域コミュニティ施設等再建支援事業の現在の申請状況についての質問では、「令和 6 年度が 28 件、7 年度が 94 件、8 年度は現在までに 6 件の相談を受けている」との説明があり、併せて、「本事業は復興基金を原資としており、設置から概ね 10 年間が対象期間となるため、積極的に申請を行っていただきたい」との説明を受けております。

新たな産業団地の整備進捗についての質問では、「経済産業省のグリーントランスフォーメーション関連の公募に申請中である」との説明があり、「1 次審査、8 月頃の 2 次審査結果を経て、具体的な交渉を開始する予定である」との説明を受けております。

その他、地域おこし協力隊事業について、「採用時に求める役割と実施事業と

のマッチングを重視すべき」、住まい再建相談支援事業について、「相談業務の遂行にあたっては、県と町が密接に意思疎通を図り、円滑な支援体制を構築するよう」要望がありました。

特別会計については、国民健康保険及び後期高齢者医療保険会計について、子ども・子育て支援金制度の創設に伴ともなう保険税・保険料への影響について質問があり、「同制度は子育てを社会全体で支える「量」と「質」の両面からの施策であり、全保険者が適用対象となる」旨の説明を受けております。

事業会計については、水道事業会計について、給水件数における休止分の推移について質問があり、「令和7年度と比較し、約200件の休止である」との説明を受け、給水収益が前年度比で減収との点についての質問では、「令和7年度の途中から水需用が戻りつつあり、実績を踏まえると実質的には増収となる見込みであるが、基本料金無償化による影響である」との説明を受けております。

下水道事業会計については、委員から「工事の進捗の公表、深刻な人手不足の解消に向け、新知事や町長会等の関係機関を通じて、国・県に対し強く要望を行うよう求める」との意見が出されました。

富来病院事業会計については、就学資金貸付金の運用状況について質問があり、「看護師を目指す学生に対し、1人あたり月額13万円の貸し付けを行っており、現在は3名の学生に貸与している」との説明があり、また、「将来的な医療従事者の確保に向け、本病院へ就職を希望してもらえるよう、病院の魅力を積極的にアピールし、人材確保に全力を尽くしたい」との説明を受けております。

町執行部におかれましては、令和7年度予算の執行及び令和8年度新年度予算には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、「ここにしかない未来を。みんなで創ろう シン・志賀町」の将来像に向けて、議会と共にご尽力いただくことを求めまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします

福田晃悦議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第10号 志賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第16号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第32号 令和8年度志賀町一般会計予算について、議案第33号 令和8年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、議案第34号 令和8年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算については、いずれも反対の立場から、続く、請願第1号 貴議会として日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書については、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第10号 志賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。

これは児童福祉法が改正され、保育所、認定こども園等に通っていない乳児または児童を対象に、月一定時間までの範囲で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、同事業の運営に関する最低基準を定めるため、新たに条例を制定しようというものであります。

しかし本町では既に一時預かり事業として大概のニーズに対応して、保護者の育児負担軽減や孤立防止を行い、とても喜ばれています。

従って、本町ではそもそも新たな事業創設のための条例制定は必要ないと思います。もしも今後、新たな対応外の必要なニーズが出てくれば、そのときは、持続可能な責任ある公的保育の拡充で対応すべきと思います。

次に、議案第16号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

と、議案第33号 令和8年度志賀町国民健康保険特別会計予算についての二つの議案を合わせて討論いたします。

この二つの議案はいずれも、この物価高の折、保険税額の引き上げを行うというものであります。本町ではこの間、被保険者の負担を考え、極力税額を抑えてきました。

しかしここに来て、県の提示する高い税額に段階的に引き上げてゆく。そして、医療とは別の、子ども・子育て支援の財源を国保税からも作るというものであります。全く道理がないと思います。命を守るというのであれば、トマホークミサイルを買うお金があるなら、ここにこそ使うべきだと思います。

国県にそのことを求めていただき、当面は基金を使って税額引き上げをまず抑えていただきたいと思います。

次に議案第34号 令和8年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。この議案も、保険料の引上げを行った上での予算計上だということであります。この後期高齢者医療保険料も、県の提示に基づき増額するというものです。

そしてここでも、医療とは別の施策である子ども・子育て支援の財源として後期高齢者の皆さんからいただくというものであります。全く道理がありません。安心できる老後ではなく、不安な老後になるばかりであります。

やはり財源は、この間儲けに儲けて溜め込みすぎている大企業、株などでこれまた大儲けしている富裕層の皆さんへの優遇減税を正す、いわゆるタックス・ザ・リッチ「富める者に課税を」で、しっかり財源を確保して公費投入、国庫負担を増やして、逆に高齢者医療負担を引き下げていただくよう求めていただきたいと思います。

次に、議案第32号 令和8年度志賀町一般会計予算についてであります。

来年度予算案は、何よりも一刻も早い復旧・復興のための施策から、飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成の新たなものまで盛りだくさんです。

ただ、そのような中に、事実上の原発推進任意団体の「志賀原子力発電所環境安全対策協議会」への補助金、また、小中学生への国・県実施のほかにも、町独自の学力テスト委託料が入っています。今、後々の、地球環境を見据えた場合、エネルギーの自給を考えた場合、やはり一刻も早く原発や火発から脱して、持続

可能な小規模分散型の再生エネルギーへ切り替えるべきと思います。原発などの大規模発電に固執しては、いつまでたっても再生エネルギーへの切り替え、発展ができません。

今、少子化の中、児童生徒の不登校、自死数が高止まりをしているようです。私は、その原因の一つに、テストテストで息が詰まる、つまらない競争の中にいることがあると思います。やはり、遅くても分かる、できる喜びがある学校が望ましいと思います。

よって、そのような容認しがたい施策も入っている来年度一般会計予算案には賛成できません。以上5件の議案に対して反対とさせていただきます。

次に、請願第1号 貴議会として日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書についてであります。

冒頭、決して対岸の火事ではない、アメリカとイスラエルの無法に、日本政府はしっかり批判をし、絶対に肩入れせず、イラン攻撃をやめるよう求めていただくことを求めるものであります。この間、ウクライナ、ガザ、イランへの無法が起こっています。イラン攻撃では、日本も買い揃えることになっているトマホークミサイルが飛んでいる映像が流れていました。本当にあってはならないことだと思います。そして、そうしたことが高じて、絶対にあってはならないのが、核の脅し、核の使用であります。今、核兵器は相手を恐怖で黙らせる、抑止よりも、侵略と強要の道具になっています。

核抑止力では平和は作れないと思います。やはり、あらゆる道理に立った外交しかないと思います。ましてや日本は核兵器の怖さを一番知っています。従って、非核宣言の町の本町議会からも、日本政府に核兵器禁止条約に参加するよう求めてもいいのではないのでしょうか。

以上、議員各位におかれましては、慎重なるご配慮を賜りますようお願いを申し上げ、私の反対と賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

林一夫議員 議長。

福田晃悦議長 はい、12番 林一夫君。

林一夫議員 はい、議長。

私は、令和8年志賀町議会第1回定例会に上程された議案第32号、令和8年志

賀町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

私どもが住居を構え、生活の場としている能登半島は、近年、人口減少と少子高齢化の影響により、あらゆる面で非効率で不便な日常を強いられています。加えて2年前の元旦に発生した能登半島地震により、諸々の困難を担うことになっています。

しかし、この大きな災害を踏まえて私どもは、日本の行政の仕組みや支え合いの温かさを再確認する機会でもありました。たくさんの御支援に改めて感謝しなければなりません。

さて、令和8年度の志賀町一般会計の当初予算額は、令和6年度・令和7年度に比べて、3分の2ほどの246億円であります。これは公費解体の終了によるものであり、減額とはなっていますが、震災前の志賀町一般会計予算額の2倍にも及びます。

また、昨日の新聞報道でも令和7年度の国からの特別交付税の配分は、石川県への配分額は大きく減少したものの、全国では最多の約110億円余となったと記されていました。この状況を追い風として復旧・復興を加速しなければならないことは、稲岡町長の提案理由説明においても各分野に対して示されています。

若者の世代に対しても守るべき伝統と挑むべき革新を掲げ、未来への投資にも決意を示しています。税収入においては、個人町民税での増収が見込まれるものの、北陸電力志賀原子力発電所の固定資産税の減少や発電所、作業者の入り込み数が低下しており、地元経済に及ぼす影響は深刻さを増しています。北陸電力株式会社には再稼働に向けて全力を尽くしていただきたいと思います。

また、災害復旧等の財源確保については国庫出資金、県出資金の確保に努め、各種基金の活用と町債の発行等を通して、一次産業の復活をはじめ、各種の経済支援に取り組んでいただきたいと思います。

次に、富来地区で整備予定の富来義務教育学校の整備につきましては、今後の人口や児童生徒数の予測に基づき、適正規模の学校と、その運営となるよう十分に配慮してください。希望が先行して偏重とならないよう、身の丈に応じた客観的な評価を行い、責任を持って必要な修正を加えながら、事業推進に当たっていただきたいと思います。

昨今の報道でも、東日本大震災からの復興費においてインフラ維持費が自治体

財政を圧迫している現状が示されています。将来にわたり限られた町の財源が必要になることや、志賀町全域にわたるバランスや各種分野からの要望にも十分に配慮し、均衡のとれた予算執行に努めていただきたいと思います。

また、避難施設の整備や防災計画の見直し、観光振興や関係人口創出事業、子育て支援策等々バランスにも配慮された施策をお願いします。

令和8年の志賀町予算の賛成であり、新しい志賀町をつくるべく鋭意取り組まれることを期待します。各位のご賛同をお願いいたします。

私の賛成討論とします。

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

福田晃悦議長 6番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

私は、請願第1号 「貴議会として、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願」に対し反対の立場で討論をいたします。

核兵器禁止条約につきましては、2017年7月に国連により採択され、2021年1月、条約が発効されました。

本件につきましては、歓迎する声がある一方で、肝心の核保有国は核戦力を安全保障の中核に据えており、核兵器廃絶への道のりは現実的には遠いということが実情といわざるを得ません。

それぞれの国には、それぞれの事情があり、条約の発効に異論は有りませんが、批准はしない国や、政治的背景により批准せざるを得ない国もあるといわれております。我が国政府は核兵器の廃絶という目標には共感を示すものの、同条約への参加には慎重な姿勢を崩しておりません。

それは、皆様ご承知の通り、現在我が国は、アメリカの核の傘の下で安全保障政策を行っており、我々の現在の平和は、アメリカの核による抑止力により保たれているからにほかなりません。

そのような観点から、今回の核兵器禁止条約に批准することは、その安全保障政策と大きく矛盾することとなります。ドイツやオーストラリア、NATO諸国が参加を見送っていることも、同様の理由からと考えられます。

今回、我が国が本条約に批准するとなれば、同盟国を含む核保有国に対する対立をあおることとなりかねず、唯一の戦争被爆国として、核保有国と非保有国

の橋渡しの立場になるべき我が国が、対立を生むことにもなりかねません。

国家の最大の責務は国民の生命、財産、そして国土・国益を守ることです。唯一の戦争被爆国である我が国において、核兵器根絶は国民の総意であることは言うまでもありませんが、全世界の核兵器を同時に全て廃することは不可能である現状において、現実的な選択をするとなれば、現在の安全保障体制を維持せざるを得ません。

近隣に核兵器を含む軍事力の増強に猛進する国や、軍事力を行使してでも隣接する地域を併合しようとする大国、ある日突然隣国に軍事侵攻する国などと隣接する我が国において、アメリカとの安全保障政策の重要性を痛感します。アメリカとの安全保障体制を維持しつつ、自衛隊の自衛権により国を守ることが現実的、かつ賢明な選択であります。

これらを勘案するに、本条約の発効についてはいささかの異論もないものの、我が国が批准することについては慎重であるべきと考えます。

よって、本請願には賛同しかねるものであります。

議員各位におかれましては、良識あるご判断の元、ご賛同をいただきたくお願い申し上げます、私の反対討論と致します。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第1号 専決処分の承認について（令和7年度志賀町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり、承認されました。

続いて、町長提出 議案第3号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第10号）についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立8名）

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第4号 令和7年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてないし議案第9号 令和7年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号）についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおりに決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第10号 志賀町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立10名）

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第11号 志賀町課制条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第15号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 16 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 17 号 志賀町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第 19 号 能登リゾートエリア増穂浦条例を廃止する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 23 号 志賀町地域コミュニティセンター（西浦コミュニティセンター）の指定管理者の指定について、ないし議案第 30 号 志賀町とぎ実験農場の指定の期間の変更についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 31 号 志賀町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 32 号 令和 8 年度志賀町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 33 号 令和 8 年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 34 号 令和 8 年度志賀町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 35 号 令和 8 年度志賀町介護保険特別会計予算について、ないし議案第 39 号 令和 8 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願第 1 号 貴議会として、日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

福田晃悦議長 起立少数。

よって、本件は、不採択と決しました。

日程第 3 町長追加提出 議案第 40 号 提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第 40 号 工事請負契約の締結について「とぎ保育園災害復旧工事」ないし議案第 43 号 第 3 次志賀町総合計画基本構想の策定についてについてを一括して議題とします。

各案に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稲岡健太郎町長 去る 3 月 3 日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお

認めいただいた議案4件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第40号 工事請負契約の締結については、とき保育園災害復旧工事を行うにあたり、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井誠と5,555万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第41号 「専決処分の承認について（工事請負契約の締結について）」の議決の一部変更については、令和7年第2回臨時会で専決承認いただいた「志賀町富来B&G海洋センター震災復旧工事」に係る請負契約の変更を行うものであります。変更内容につきましては、作動不良による機器取替と建屋外壁等の補修に係る増工に伴い請負額を増額するもので、契約金額を1,222万1,000円増額し、9,472万1,000円に変更するものであります。

議案第42号 財産の取得については、買取型復興公営住宅整備事業用地 富来地域その2を購入するにあたり、富来領家町区 区長山本政人から、4,830万円で取得するものであります。

議案第43号は、第3次志賀町総合計画基本構想の策定についてであります。令和8年度から令和17年度までの10年を計画期間とする、第3次志賀町総合計画基本構想の策定にあたり、志賀町議会基本条例第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、各案に対する質疑を許します。

（発言なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

福田晃悦議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各案に対する討論に入ります。志賀町議会の運営に関する基準102項により討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

はじめに、町長提出 議案 第40号「工事請負契約の締結について「とぎ保育園災害復旧工事」」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第41号「専決処分の承認について（工事請負契約の締結について）」の議決の一部変更について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案 第42号「財産の取得について「買取型復興公営住宅整備事業用地富来地域その2」」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第43号「第3次 志賀町総合計画基本構想の策定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程第4 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

稲岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 町長が発言を求めていますので、これを許可します。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

令和8年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたり、議員の皆様方にご挨拶を申し上げます。

今定例会では、令和8年度の当初予算をはじめ、令和7年度の各会計補正予算、条例の制定及び改廃、さらには第3次総合計画基本構想の策定など、町の未来を左右する重要な案件についてご審議をいただきました。議員各位には、いずれも慎重審議の上、円滑に全ての案件を可決していただき、心から御礼を申し上げます。今定例会の会期中に賜りましたご指摘やご提案は、その趣旨を十分に踏まえ、復興に向けた新しいまちづくりの着実な推進に反映させてまいる所存です。

以上、令和8年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

福田晃悦議長 以上で令和8年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時09分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第4号

例月出納検査の結果について

(令和8年1月26日実施)

2 議長報告第5号

財政援助団体等監査の結果について (シオンマネージメント株式会社)

3 議長報告第6号

入札結果調書について

(令和8年1月15日 5件 令和8年1月29日 8件 令和8年2月5日 1件
令和8年2月26日 9件)

4 議長報告第7号

入札結果調書について

(令和8年3月18日 1件)

5 議長報告第8号

委員会審査報告書

6 議長報告第9号

閉会中の継続調査について

7 議長報告第10号

令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書の提出について

8 議長報告第11号

陳情書について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福 田 晃 悦

志賀町議会議員 表 谷 茂 浩

志賀町議会議員 中 谷 松 助